

ムナカタ・アート・クラブ規約

第1条 【名称と運営】

当クラブの名称は、「ムナカタ・アート・クラブ」とし、福岡教育大学の教員を主とした科学研究費助成事業基盤研究（B）「中学校美術部活動の地域移行に関する研究」（25K00798 研究代表者：千本木直行）の研究プロジェクトが主催し、Akama Art Project の blue calm planning（矢野裕子）および株式会社くりえいとが事務局運営を行う。

第2条 【目的】

当クラブは、美術を通じ、青少年の健全な育成に資するとともに、生涯にわたって美術に親しむ態度を育むことを目的とする。

第3条 【活動】

当クラブの活動は、以下のように行う。

- (1) 活動時間については、毎月2回の土曜日各2時間程度（午前もしくは午後）行う。2026年度の8月、12月は行わない。
- (2) 年間の活動計画や月ごとの活動計画を策定し、会員や保護者に示す。
- (3) 会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない活動計画のもとに活動を行う。

第4条 【活動期間】

当クラブの活動期間は、2026年5月から2027年3月（8月、12月は除く）の9ヶ月とする。

第5条 【入会】

宗像市および近隣の中学校に通学している生徒で当クラブへの入会を希望する者は、当クラブの定める申込方法によって入会手続き（会費入金を含む）を行うものとし、当クラブが入会を承諾した者を正式に会員（以下「会員」という。）とする。

- (1) 入会には会員の親権者その他の法定代理人（以下「保護者」という。）の同意を必要とする。
- (2) 会員および保護者は、入会申込時点で本規約の内容に拘束されることに同意したものとみなす。
- (3) 保護者は、当クラブが第6条で定める各種会費を当クラブの定める方法で、指定期日までに納めるものとする。

第6条 【会費】

令和8年度は次のとおりとする。

- (1) 1か月 2000円（2回）
- (2) 年間保険料 800円、途中入会の場合は、あわせて事務手数料 140円

第7条 【会費の支払方法】

会員または保護者は、第6条に定める会費等について、当クラブが指定する方法で次の通り納入するものとする。

(1) 入会時は、事務局の承認後5日以内。

(2) 翌月以降は、毎月月末までに翌月分を納入する（前納制）。ただし、会費の種類、金額、支払期限および支払い方法は、当クラブの都合により変更する場合がある。

第8条 【会費の不返納】

当クラブへ支払われた各種会費等は、理由の如何を問わず一切返金を行わない。

第9条 【退会】

会員が当クラブの退会を希望する場合は、所定の手続きに従って、退会を希望する月の前月20日までに申請するものとし、当該月の末日をもって退会とする。また、会費の納入が2ヶ月連続で滞った場合、当クラブの判断により自動的に退会処理を行うことができるものとする。この場合、未納分の会費支払義務は免除されない。

第10条 【除名】

当クラブは、下記に該当する会員および保護者などの関係者における会員資格を停止し、除名することができるものとする。

(1) 第5条に定める各種会費、その他の費用の支払いを2か月以上滞納した場合

(2) 当クラブの運営を妨害した場合

(3) 本規約または本規約に付随する諸規則に違反した場合

(4) 当クラブの名誉または信用を傷つけた場合

(5) 反社会的勢力の組員、構成員、もしくは関係者であると当クラブが認めた場合

(6) 第19条第1項と第2項のいずれかに違反した場合

(7) その他前各号に準ずる場合

第11条 【活動中の態度】

会員は、以下の事項を心がけるものとする。

(1) 開始時間の5分前には集合し、欠席や遅刻、早退の場合は事前に当クラブに連絡すること。

(2) 何事にもチャレンジし、一生懸命活動に取り組むこと。

(3) 指導者の指示に従い、積極的に自分から努力をすること。

(4) 当クラブの活動に参加している会員と積極的にコミュニケーションを図ること。

第12条 【活動の中止】

荒天や国や自治体からの要請（緊急事態宣言や休校等）など、会員の安全が確保できず、当クラブが危険と判断した場合は活動を中止する。なお、宗像市内において、警戒レベル4相当以上の防災気象情報の発令中は、原則として、避難指示が解除されるまで福岡教育大学赤間キャンパスへの入構が禁止

となる。これらの中止になった活動日は、原則として振替日を設ける。ただし、日程の都合等により振替が困難な場合は、この限りではない。

第13条 【ムナカタ・アート・クラブへの参加禁止】

当クラブは、下記に該当する会員または保護者などの関係者に対して、ムナカタ・アート・クラブ活動への参加を禁止することができる。

- (1) 感染症法に規定または同法に基づき指定される感染症、もしくは集団感染するおそれのある疾病に罹患している方
- (2) 感染症法に規定または同法に基づき指定される感染症、もしくは集団感染するおそれのある疾病やインフルエンザ等の流行により学級閉鎖、学校閉鎖等の措置に従っている方
- (3) 本規約を遵守しない方、および以下のいずれかに該当する方
 - ① 反社会的勢力に該当する方
 - ② 第19条第1項および第2項に違反した場合
 - ③ 刺青、ファッションタトゥーを露出した者
 - ④ 酒気を帯びている方
 - ⑤ 当クラブが、他の会員、または保護者などの関係者に迷惑をかけると判断した方
 - ⑥ 正当な理由なく、当クラブの指導者の指示に従わない方
 - ⑦ 過去に当クラブで除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または他のクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方
 - ⑧ その他、当クラブが都度指定する参加禁止条件に該当する方

第14条 【保険】

- (1) 会員は入会と同時に、当クラブが指定する保険に全員加入しなければならないものとする。
- (2) 保険への加入手続きは、当クラブが行うものとし、保険料は、第6条に定める通り、月会費とは別途、会員が負担するものとする。

第15条 【負傷時等の対応と免責】

- (1) 当クラブでは事故がないように指導者は万全の注意を払うが、活動における負傷については、前条規定の保険の適用範囲内とし、それ以外の責任は一切負わないものとする。
- (2) 当クラブは会員が活動中に負傷した場合、応急処置を施すことがあり、救急を要する場合は救急搬送を行うことがあるが、会員およびその保護者はこれをあらかじめ承諾するものとする。
- (3) 当クラブ内の諸規則や当クラブの指導者の指示に従わないことにより発生した事故について、当クラブは一切責任を負わないものとする。
- (4) 紛失、盗難等が発生した場合、当クラブは一切責任を負わないものとする。
- (5) 活動場所への往復途中における事故について、当クラブは一切の責任を負わないものとする。

第16条 【ムナカタ・アート・クラブの終了】

- (1) 当クラブは、ムナカタ・アート・クラブを存続し得ない事情等が生じた場合、公式サイトやアプリなどにおいて、事前に相応な期間を踏まえたうえで会員に告知することにより、自らの判断に基づき、当クラブを終了することができるものとする。
- (2) 前項の場合、納入済みの会費は返還しない。
- (3) 会員および保護者などの関係者は、当クラブを終了した場合でも、当クラブに対し、補償その他の請求、異議申し立てをすることはできない。

第 17 条 【画像・映像等の使用】

- (1) 会員および保護者は、当クラブの活動風景や制作物を撮影した写真、映像、会員の氏名等の個人情報、以下の目的に使用されることをあらかじめ承諾するものとする。
 - ① 科学研究費助成事業の研究成果（学会発表、論文、報告書等）としての公表。
 - ② クラブ、Akama Art Project の公式サイト、SNS、広報誌等への掲載。
 - ③ 取材メディアによる各媒体への掲載。
- (2) 前項の使用にあたり、当クラブや Akama Art Project は、会員のプライバシーに十分配慮するものとする。なお、第三者が画像等を拡散することにより生じた損害について、当クラブ等は一切の責任を負わない。

第 18 条 【通信費の負担について】

本規約に基づく当クラブのサービスを利用するにあたり、発生するスマートフォンやパソコン等のデータ通信費は会員の負担となる。

第 19 条 【反社会的勢力の排除】

- (1) 会員および保護者などの関係者は、当クラブに対して、自己が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、誓約することとする。
 - ① 反社会的勢力でないこと
 - ② 反社会的勢力を利用しないこと
 - ③ 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと
 - ④ 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと
- (2) 会員および保護者などの関係者は、当クラブに対して、会員自らまたは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを確約することとする。
 - ① 暴力的な要求行為または営業行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為または営業行為
 - ③ 取引に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方および相手方と提携する第三者の信用を棄損し、業務を妨害する行為
 - ⑤ 反社会的勢力に自己の名義を利用させる行為
 - ⑥ 詐術行為
 - ⑦ その他上記各号に準ずる行為

(3) 会員および保護者などの関係者が、第 1 項または前項各号のいずれかに違反するときは、当クラブは何らの通告催告を要せず、当クラブのサービス提供を中止し、当クラブから除名させることができる。

(4) 前項に基づく当クラブからの除名手続きは、当クラブによる会員および保護者などの関係者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(5) 第 3 項に基づき、当クラブのサービスの提供を中止し、当クラブから除名させた場合、会員および保護者などの関係者は、これらにより生じる損害について、当クラブに対し、一切の請求を行わないものとする。

第 20 条 【個人情報】

(1) 当クラブは会員の個人情報（個人情報保護法第 2 条に定めるもの）を会員および保護者などの関係者の承諾を得た場合を除いて、会員および保護者などの関係者にサービスを提供する以外の目的で個人を特定した情報として利用しない。ただし、第 17 条に定める画像等の使用についてはこの限りではない。

(2) ムナカタ・アート・クラブ退会後の個人情報は、会員および保護者などの関係者からの申し出があった場合を除き、原則として次に挙げる期間は保存し、それ以降は廃棄する。会員名簿 3 年、保護者同意書 5 年、出欠・活動記録 3 年、スポーツ安全保険 5 年、会費・会計 7 年。

(3) 会員および保護者などの関係者は、個人情報に変更が生じた場合には、速やかに当クラブに変更箇所をメール等で連絡することとする。

(4) 当クラブは運営にあたり、当クラブが指定するアプリ利用のため、福岡教育大学、blue calm planning および株式会社くりえいとへ会員の個人情報を提供する。そのため、会員はアプリをダウンロードする際に「アプリ規約」を必ず確認することとする。なお、法令に定める場合、その他「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、前述の会社以外の第三者（当クラブがムナカタ・アート・クラブに関する業務を委託するものおよびその再委託先を除く）に対して、会員の個人情報を会員の同意を得ないで提供しないものとする。

第 21 条 【自転車の運転】

自転車でムナカタ・アート・クラブクラブへの往復を行う場合は、ヘルメット着用を義務とする。

第 22 条 【規約の改正】

当クラブは、必要に応じて、事前に公式サイトやアプリなどにおいて告知することにより、本規約を随時改正することができるものとする。

第 23 条 【事務局】

当クラブの事務局は、以下に設置する。

主催：福岡教育大学 美術教育研究ユニット 福岡県宗像市赤間文教町 1-1

美術事務室 電話：0940-35-1444

ムナカタ・アート・クラブ E-Mail：munakataartclub2024@gmail.com

事務局：Akama Art Project

blue calm planning（矢野裕子）

株式会社くりえいと 宗像市くりえいと 2-3-1 電話：0940-38-8100

第 24 条 【施行】

本規約は 2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から施行する。

以上